

第 3 8 号議案

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1
3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項各号列記以外の部分中「1 0 0 分の 2 5」を「1 0 0
分の 2 0」に改める。

第 2 条 足立区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項各号列記以外の部分中「1 0 0 分の 2 0」を「1 0 0
分の 2 5」に、「1 0 0 分の 1 4 7」を「1 0 0 分の 1 4 4 . 5」に
改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4
月 1 日から施行する。

（提案理由）

区長等の期末手当の額を改定する必要があるので、この条例案を提出
いたします。